

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める施設を定める件

(平成八年三月二十九日自治省告示第九十六号)

第一次改正 平成十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十八号

第二次改正 平成十三年 三月 三十日総務省告示第二百二十三号

第三次改正 平成十八年 三月三十一日総務省告示第 百九十八号

第四次改正 平成十八年 九月二十九日総務省告示第 五百十六号

第五次改正平成二十四年 三月 三十日総務省告示第 百十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項第三号の規定に基づき、総務大臣が定める施設を次のように定める。

地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第三号の総務大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

(第五次改正・第三号削除)

附 則

この告示は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十八号)

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日総務省告示第二百二十三号)

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十日総務省告示第百九十八号)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二十九日総務省告示第五百十六号)

この告示は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日総務省告示第百十二号)

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。